

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	超電導磁気共鳴断層撮影 装置保守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	29,700,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみの対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則第36条第3項)	
2	多項目自動血球分析装置 保守点検業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月14日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市卸町1丁目6番 地2	3,080,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみの対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則第36条第3項)	
3	浸透圧分析装置	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月20日	株式会社 竹山 北海道北見市本町5丁目4番 10号	1,210,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買い入れであるため(日本赤十字 社会計規則施行細則第35条第2項)	
4	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月21日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番 地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買い入れであるため(日本赤十字 社会計規則施行細則第35条第2項)	
5	ベッドサイドモニター	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月21日	株式会社 ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番 地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買い入れであるため(日本赤十字 社会計規則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	総合物流管理システム改修 業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月23日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西 4-1	2,805,000円	本システムの保守業務は導入業者 であり、システム改修に必要な知識を 有していることから、契約の性質又は 目的が競争を許さないときに該当す るため。(日本赤十字社会計規則第 36条第3項)	
7	乳房X線撮影装置保守点検 業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年6月1日	株式会社 常光 北海道北見市清月町3-4	1,254,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみの対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則第36条第3項)	
8							
9							
10							

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	医事業務	事務部 施設課 北見市北6条東2丁 目1番地	令和3年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2 丁目9番地	月額 11,661,100円	契約業者は従前より当該部署の業 務を行っており、その内容を把握して いることから、契約の性質又は目的 が競争を許さない場合に該当するた め(日本赤十字社会計規則第36条 第4項)	
2	北海道立北見病院 医事業務	事務部 施設課 北見市北6条東2丁 目1番地	令和3年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2 丁目9番地	月額 1,738,000円	契約業者は従前より当該部署の業 務を行っており、その内容を把握して いることから、契約の性質又は目的 が競争を許さない場合に該当するた め(日本赤十字社会計規則第36条 第4項)	道立病院分
3	北海道立北見病院 エアコン用圧縮機	事務部 施設課 北見市北6条東2丁 目1番地	令和3年6月30日	東テク北海道株式会社 札幌市白石区本通19丁目北1 番86号	1,122,000円	購入業者は当該機器メーカーであ り、契約の性質又は目的が競争を許 さない場合に該当するため。(日本 赤十字社会計規則第36条第4項)	道立病院分
4	第4駐車場地盤凍上 による段差整地	事務部 施設課 北見市北6条東2丁 目1番地	令和3年9月3日	株式会社アイテック	1,067,000円	予定価格が250万円を超えない工事 又は製造をさせる場合に該当するた め(日本赤十字社会計規則施行細 則第35条)	
5							